

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-3-6
処分の種類	児童養護施設等の入所期間の延長措置			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第31条第2項及び第3項			
処分の概要	児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親に委託した、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等に入所させた児童の在所期間を(満20歳に達するまで)延長させること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>[参考]</p> <p>児童福祉法第31条第2項及び第3項</p> <p>2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設(第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。</p> <p>3 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により障害児入所施設(第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)に入所した児童又は第27条第2項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満20歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			